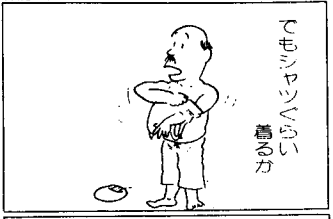
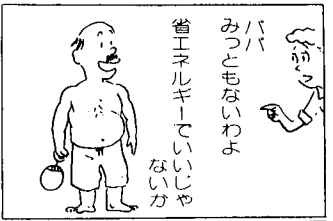
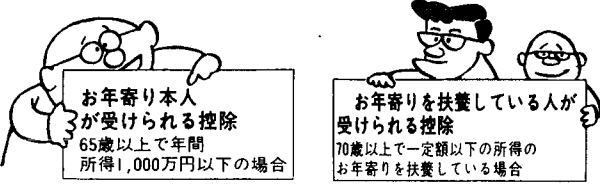


アツアツおじさん



お年寄りに対する税の特典



税の知識

▼**老年者控除**▲(23万円)
年間所得の中から基礎控除、扶養控除などのほかに、さらに23万円を老年者控除として差し引くことができます。例えば、収入が公的年金や恩給だけの場合、老年者年金特別控除78万円、給与所得控除50万円、老年者控除23万円、基礎控除29万円の合計180万円までならば所得税はかかりません。70歳以上で年間所得が一定額以下のお年寄りを扶養している場合は、配偶者控除が通常の29万円より多い35万円となります。また、そのお年寄りが父母、祖父母などであれば、さらに5万円追加して40万円の控除が受けられます。一定額の所得とは、自分の勤労による所得(給与所得や事業所得など)の場合は年間20万円以下、自分の勤労によらない所得(利子所得や不動産所得

の場は年間10万円以下となっております。この所得を公的年金や恩給だけを受けているお年寄りであればみてみると、年間収入148万円まで(老年者年金特別控除78万円、給与所得控除50万円、給与所得控除50万円、給与所得20万円)であれば年間所得が20万円以下となり控除が受けられます。

家庭の心配ごととは 早めに解決し 明るい家庭生活へ

新潟家庭裁判所では、夫婦間のなやみごと、男女のめごと、親子の問題、相続、扶養、遺言、その他家庭内のいろいろな問題について、日曜、祭日を除き毎日(土曜日は正午まで)無料で相談に応じております。遠慮なく気軽においでください。

新潟家庭裁判所
新潟市川岸町一丁目五四番地
新潟交通バス川岸町線陸上競技場前下車、徒歩一分

あきつ俳壇

○大輪に添ふて 富代
小さい蓮開く 富代
清そな蓮、それも大輪の花に添うように咲きそめた蓮を発見した作者の喜び、中七における「添うて小さい」と素直に述べたのがいかにも良い。俳句はこうゆう真実の発見より開花する。

○夜半ひとり蚊も一匹だけらしき
○はまなすへ海猫が斜めに落す影
○空港のロビーで売れる笹団子
○雨脚は岬をよぎり桐の花
○土少しつきし竹貴ひけり
○エプロンのはためき乾く柿若葉
○金魚鉢見つち片類刺れをり
○枝間より青水無月の月明り
○はまなすへさわさわとどく海の照り
○走り根の太き真下や岩燕
○夕闇の砂丘ふちどる月見草
○幼子の衣より転げり批把の種
○露の葉に包みし母もらいけり
○はまなすや原発の杭打ちこまる
○鷗とぶ河口は初夏の日を返し
○蝶の翅花わたりつつ輝ける
○梅雨晴れや鴉がなける杉並木
(俳誌あきつ八月号より転載)

流 水
小 灯
永 久
靖 子
和 子
流 水
孝 治
以 知 路
望 峰
永 久
喜 美
詩 子
草 人
富 子
静 衣 女
霧 村
貞 春

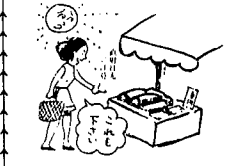
健康づくり (11)

食中毒予防

その二

衛生と清潔の言葉の違いはご存じでしょうか。一口に云って、衛生は「みたく」とはわれず、(徹底的に)清潔は「きれいに」(表むきには)とされており、どちらも日常、生活するには大切だと思います。そしてこれらを怠ることと食中毒は密接な関係も考えられるのです。食中毒予防(細菌性中毒)には3つの原則で要約されており、1. 清潔、2. 温度、3. 迅速とあって、私達が身近かに予防出来る狙いは◎台所の衛生10カ条に定められています。

- 調理人は健康であること。下痢はしていないか
- 台所はすみずみまできれいに。たまには逆洗石けんで(40倍)料理前の手洗い
- 水道水でゴシゴシと、ほうちょう、まな板、ふきんの洗浄。消毒。乾燥
- 一度ごとに水洗いする。おひ割れや中央がへこんでいないか
- 出来たら専用まな板を十分熱湯をかけて乾燥
- 一度ごとに洗う
- よく乾いたものを使う。タオルよりサラシを使う。



- 炊数を多く用意。煮沸消毒乾燥
- 買物は、清潔で信用のある店から。
- 新鮮でしようか。
- 口直射日光をあびていないか
- 早めに食べ、残さない。
- 冷蔵庫を過信しない。
- 水道水は豊富に。
- 野菜はよく洗いましょう。
- ネズミ、ハエ、ゴキブリに注意

国民年金コーナー

あなたの年金額パートII 付加保険料と未納期間等の場合の計算例

前回は老齢年金を請求した年齢によって、年金の支給率が変わることを説明しましたが、今回は付加保険料を納入している場合と、未納・免除期間がある場合の二例を比較してみよう。

まず、Aさんが(大正八年四月二日生まれ)定額保険料と付加保険料をすべて納入した場合の年金額(例一)は

① 純額年令 1.3(60)×(18年×12月)×1.167 = 327.693円

② 特別加算 500円×{300-(18年×12月)}×1.167 = 490.14円

③ 付加加算 20円×102月 = 204.00円

327.693円 + 490.14円 + 204.00円 = 1,021.83円

となりませんが、端数計算により年金額は三九七・一〇〇円(月額三三・〇九一円)となります。

次にAさんが付加保険料を掛けないで、未納期間と免除期間が

① 純額年令 1.3(60)×(14年×12月)×1.300 = 267.009円(免除期間分)

② 特別加算 500円×{300-(18年×12月)}×1.167 = 490.14円

③ 特別加算 267.009円×0.85 = 226.958円

267.009円 + 490.14円 + 226.958円 = 984.107円

となり、加入期間が同じであっても、免除期間や未納期間、付加保険料の有無で年金額に大きな差となりますので、保険料を滞りなく納めたいと思います。

九月の保健衛生事業日程

日	曜	事業名	対象者及会場
5	水	精密検診 (レントゲン)	①総合検診時のX線受診者で精密検診の必要とされた者 ②前から引き続き必要とされている者 於 月寿荘
6	木	精密検診 (糖尿病)	同 右 於 月寿荘
11	火	予防接種 三種混合 一回目	①S52・2・1/S52・8・31生 ②生後48ヶ月の者で過去に接種出来なかつた者 ③追加者 於 月寿荘
12	水	予防接種 ジフテリア (二混・破傷風 ジフテリア)	小学校六年生 於 小学校
18	火	予防接種 ポリオ生ワクチン	◎初回 生後3ヶ月/18ヶ月児 ◎追加 過去一回受けているもので生後48ヶ月までの者 於 月寿荘
25	火	糖尿病結果指導会	◎中学校三年女子 於 中学校
27	木		6月の受診者全員 於 月寿荘

九月の公民館事業日程

日	曜	事業名	会場
2	日	老人学級旧跡めぐり	未定
9	日	秋季つり大会	未定
20	木	老人学級	月寿荘 午前10時
30	日	婦人学級	就業改善センター 午後一時三十分

スポーツ少年団柔道教室 早朝マラソン 毎週日曜日
毎週火曜日西公民館午後七時 中学校グラウンド 午前六時